

第31回（平成29年2月21日）

○福浦総務課長 それでは、定刻となりましたので会議を始めます。

本日は、阿部委員と大滝委員が御欠席でございます。

それでは、以後の会議の進行につきましては、堀部委員長をお願いいたします

○堀部委員長 ただいまから、第31回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は5つです。

議題1「公的年金業務等に関する事務全項目評価書について」、大塚調査官から説明をお願いします。

○大塚調査官 公的年金業務等に関する事務全項目評価書につきましては、2月10日に開催されました第30回委員会において、厚生労働省及び日本年金機構の職員に出席いただき、概要を説明いただいたところです。本日は、この事務の全項目評価書について承認するかどうかを審査いただくものです。

それでは、評価指針に定める審査の観点等に基づいて、事務局において評価書の評価指針への適合性、妥当性について審査した結果の主な内容について、説明いたします。

○堀部委員長 よろしくをお願いします。

○事務局 資料1に基づきまして、審査票の説明をいたします。

1 ページめくると目次がありますが、こちらの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、特定個人情報を扱う事務の流れやシステムを具体的に記載しているかどうか、また、「個人番号管理ファイル、源泉徴収情報ファイル、届け書画像ファイル」では、入手・使用、保管・消去など、特定個人情報ファイルの取扱いの場面や、そのリスク対策について適切に記載しているかを審査し、いずれも「問題は認められない」又は「該当なし」としています。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査については、10ページをご覧ください。1点目の「主な考慮事項（細目）」の74番では、外部機関に電子媒体で特定個人情報を提供することとなっている場合に、不正な提供を防止する措置や情報漏えいが発生しないように講じている措置について具体的に記載されているかなどの観点で審査した結果、「問題は認められない」としています。

所見としては、原則として、特定個人情報を扱う業務端末から電子媒体への情報の書き出しができないよう、システム上制限していること、電子媒体への情報の書き出しの際は、台帳記載・承認・暗号化・ログ検証等を行っていること、提供の際は、暗号化した電子媒体を、鍵付きの鞆に入れ、複数名で移送すること等が具体的に記載されているとしています。

2点目の75番では、3共済及び2共済との情報授受を回線で行う際、情報漏えいが発生しないように講じているリスク対策が具体的に記載されているかなどの観点で審査した結果、「問題は認められない」としています。

所見としては、インターネットに接続する端末と特定個人情報を扱う端末を分けている

こと、機構と共済組合との届け書の回付及び情報の授受は、専用線を用いて行うこと等が具体的に記載されているとしています。

続いて、11ページ上段の「総評」をご覧ください。これまでの主な考慮事項において、いずれの審査結果も「問題は認められない」又は「該当なし」ということでしたので、総評として、次の3点を記載しております。（1）事務の内容や流れが具体的に記載されていること。（2）特定個人情報ファイルの取扱いのリスク及びリスク対策などが具体的に記載されていること。（3）評価実施機関に特有の問題である、電子媒体及び回線を用いた特定個人情報の授受に係るリスク及びリスク対策についても具体的に記載されていること。それぞれ特段の問題は認められないとしております。

続いて、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」をご覧ください。審査記載事項の案としまして、4点記載しております。

1点目として、リスク対策について、評価書に記載されているとおり、確実に実行する必要があること。2点目として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること。3点目として、職員への教育・研修は実務に即して実施するとともに、自己点検・監査を確実に実施することが重要であること。4点目として、情報漏えい等に対するリスク対策については、評価書に記載されているとおり確実に実行するとともに、不断の見直し・検討を行うことが重要であることを記載しております。

説明は以上となります。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

特に御発言がありませんので、本評価書を承認することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○堀部委員長 ありがとうございます。それでは、「公的年金業務等に関する事務全項目評価書」を承認することといたします。

本日の承認を踏まえまして、評価実施機関が全項目評価書を適切に公表できるよう、引き続き必要な手続を進めていただきたいと思います。

○大塚調査官 厚生労働省に対しまして、承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等について通知することといたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

次に、議題2「認定個人情報保護団体の認定等に関する指針（案）」につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 よろしく申し上げます。

認定個人情報保護団体の認定等に係る指針（案）について、事務局の考え方を説明させていただきます。資料2-1が認定等に関する指針（案）の概要、資料2-2が指針（案）

の全文となっております。それでは、資料2-1に従って説明させていただきます。

まず、改正個人情報保護法の全面施行後は、従来、主務大臣が行っていた認定団体の認定や取消し、命令等を個人情報保護委員会が引き継ぐこととなります。当委員会が認定団体の認定を行うに当たっては、委員会独自の認定指針を定める必要があり、このたび、認定の申請に係る手続や委員会による認定基準などを定める認定等指針の案を作成いたしました。

この認定等指針の案を検討するに当たっては、主に3つの点を考慮しています。まず、第11回委員会において、現在の各主務大臣の認定基準におおむね共通する内容を踏まえるという点です。2番目が、改正法においては、認定団体の担う役割を尊重し、個人情報保護指針の制度の充実化が図られていること。3つ目として、平成29年個人情報保護委員会告示第1号の「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」において、認定団体の対象事業者は当該認定団体に報告することとしていること。この3つを考慮して、認定等指針（案）について作成をいたしました。

次のページをご覧ください。認定等指針は、全10条から構成しています。

第1条が「目的」、第2条が「定義」について定めています。

第3条から第6条については、認定の申請に係る手続面について規定しています。第3条では、認定の申請は、所定様式による申請書を委員会に提出することとしています。

第4条では、「認定の申請に係る業務の実施の方法を記載した書類」として、必要な書類について規定しています。具体的には、個人情報保護指針、苦情の処理に係る準則、対象事業者に対する情報の提供に係る書類のほか、対象事業者に対して個人情報保護指針を遵守するための体制に関する事項や、対象事業者において漏えい事案等が発生した場合の対応について記載した書類を規定しています。

次に、第5条では、「業務の適正かつ確実な実施のための知識及び能力を明らかにする書類」として、必要な書類について規定しています。具体的には、認定業務を行う組織に関する概要であるとか、その責任者に関する事項を記載した書類になります。

次に、第6条では、「経理的基礎を証する書類」として、必要な書類について規定しています。具体的には、事業報告書や貸借対照表、収支決算書などの経理的基礎を有することを明らかにする書類のほか、認定業務を実施する3年程度の収支の見込みや算出根拠について求めることとしています。

次のページをご覧ください。（2）として、個人情報保護委員会による認定の基準について、第7条で規定しています。法第49条第1号では、認定業務を適正かつ確実に行うための必要な業務の実施の方法として定められている要件を示しています。主なものとしては、認定業務を行う組織やその運営について明確かつ合理的に定められていること。その中には、委員会への活動状況の報告であるとか、認定団体としての守秘義務なども求めています。そのほかには、委員会ガイドライン等に準拠した個人情報保護指針が定められていること。苦情処理が適正かつ確実に行われる体制が整備されていること。対象事業者へ

の情報提供に係る目的や実施要領が定められていること。対象事業者に対して個人情報保護指針に基づく指導、勧告等の体制について整備されていること。対象事業者における個人データの漏えい事案等が発生した場合の対応について定められていることなどが規定されています。

次に、法第49条第2号の要件である、認定業務を行うための知識、能力、経理的基礎については、認定業務を適正かつ確実にを行うための組織が存在すること、認定業務を適正かつ確実に行うために必要かつ適切な人員が整備されていること、認定業務を相当期間維持できる程度に経営状態が良好であること、債務超過の状態にないこと等を規定しています。

法第49条第3号については、認定の申請に係る業務が不公正になるおそれのある業務を行っていないことを定めています。

次のページに移ってください。(3)重要事項の変更の届出に関する手続について、第8条で定めています。具体的には、重要事項の変更届は、所定様式に基づいて行うこと。個人情報保護指針の変更の届出については、法律施行規則第24条で定める様式により行うことを規定しています。

次に(4)第9条は、認定団体が認定業務を廃止する場合の手続について定めたものです。これは政令で定められているとおり、廃止しようとする日の3カ月前までに届け出ることを規定しています。

次は(5)ですが、第10条は、APECの越境プライバシールールに定めるアカウントビリティー・エージェントに係る業務の認定の申請について規定したものになります。委員会が認定団体の窓口になることに伴って、アカウントビリティー・エージェントの申請についても委員会が窓口になることから規定したものになります。具体的には、APECの要件に基づき、追加的に必要となる書類について規定しています。

以上、認定等指針の案について説明させていただきました。御審議よろしく申し上げます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問をお願いします。

加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 認定個人情報保護団体の認定等に関する指針ですが、これは第11回委員会で、現在の各主務大臣の認定基準におおむね共通する内容を踏まえつつという方針が決められましたが、それにおおむね沿った内容となっていることに加えて、個人情報保護指針を提出させるといった形でその個人情報保護指針の位置付けを重要視していること、更には、漏えいの対応告示の内容も踏まえているなど、非常にバランスのとれた指針(案)になっているのではないかと考えております。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 この改正法で認定個人情報保護団体の役割は非常に大幅に広がったわけなのですが、既に42団体あるのですが、それについて言えば、実は活動について差があるのではないかと推測がされます。そのためこの指針（案）の考え方に基づいて、認定団体の底上げもしていかなければならないと考えます。

そのためには、既に何回か当委員会で認定団体にお集まりいただいて、こちらから情報をお知らせしたり、各団体で情報交換をしたりということを実施していると伺っております。従来の各所管庁の仕組みの下では必ずしも行われていなかったかと思えますけれども、そういうことは、各団体においても、他団体のありようを知ることであり、非常に有益なことです。これも一元化の一つの成果と言えらると思えます。このような働きかけとか、他にも手段があればそれを考えていただいて、知恵を絞って精力的に底上げを実施していくことが非常に重要だと思えます。

また、認定団体のない分野についても、ここに示された指針（案）に適うような団体が登場していただくのが国民、消費者にとって利益になるわけですから、指針（案）をよく見ていただいて、認定団体の設立に向けての動きが促進されるように、また、そういう働きかけをすることが非常に重要ではないかと考えております。

○堀部委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。熊澤委員、どうぞ。

○熊澤委員 先ほどの丹野委員と全く同意見でして、全体の底上げというのは非常に重要なことだと思います。国際的にみても、この認定保護団体の制度というのは、非常にその真価について注目されると私は認識しております。重要なことは、この指針に沿って各団体が求められる役割をしっかりと果たせるように、当委員会としても必要な連携や支援の体制を十分に整えることになるのではないかと、まずは考えます。

特にAPECのCBPRシステムの参加促進に当委員会は取り組んでいるところですが、改正法全面施行の後には、当委員会がアカウントビリティー・エージェントの監督を行うこととなります。適切な監督はもとより、相互の連携を深めることによって、CBPRの周知活動に一層努めてまいりたいと思えます。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 今回から事業者全体が対象になった割には、認定保護団体の数が、まだ非常に少ないです。きちんとした指針も作られたことですから、是非この認定保護団体の活動が活発化することも期待していきたいと思えます。

同時に、すぐには難しいかもしれませんが、レベルを上げていくのと、広める、すなわち、団体数を増やすような活動も、これから手をつけていくべきテーマになってくると思えます。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。

平成15年の個人情報保護法におきまして、「民間団体による個人情報の保護の推進」というタイトルで、認定個人情報保護団体という制度を設けました。昨年1月1日現在で、約40団体が認定されています。

○事務局 42団体です。

○堀部委員長 去年の1月1日現在の話ですか。その後、どのようになっていますか。

○事務局 昨年1団体減って、今年に入って1団体増えたという形になっていまして、現在、42団体です。

○堀部委員長 そうですか。民間団体としましても、この法律の下で自主的対応ができる団体として非常に大きな関心を示してきています。私自身、認定個人情報保護団体の長も経験しておりまして、その団体の中では、対象事業者に対する様々な研修、普及等々も行ってまいりました。そういう経験からしますと、この認定個人情報保護団体は今後ますます重要な意味を持つてくると考えています。

国際的にも、国によるレギュレーションと民間によるものが重要視され、コ・レギュレーションという言葉が使われたりしております。

そういう中で、我が国では、既に国が認定する形でこういう団体の活動を支援してきたところではありますが、今後は、改めて言うまでもなく、各主務大臣の権限が個人情報保護委員会に一元化されますので、この委員会がそういった認定の役割等も果たしていくことになります。いつ指針ができるのかという問い合わせも来ておりますので、この指針案をできるだけ早くパブリックコメントに付する必要があります。

この指針案を原案どおり決定して、パブリックコメントの手続をとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 では、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

次に、議題3「匿名加工情報に関する事務局レポートについて」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 よろしく申し上げます。匿名加工情報に関する事務局レポートについて説明させていただきます。資料3-1をご覧ください。

まず、匿名加工情報に関しては、事業者が遵守すべき事項を規定する規則・ガイドラインに加えて、事業者による制度の円滑な利用の観点から事務局レポートやQ&Aの作成が望ましいとされてきました。10月6日の第20回委員会において、個人情報保護委員会事務局で事務局レポートを作成することについて了承されています。

このたび、個人情報保護委員会事務局において匿名加工情報に関するレポートを取りまとめました。それが資料3-2になります。この事務局レポートについて、当委員会のホームページにおいて公表したいと考えています。

事務局レポートの内容としましては、匿名加工情報の制度が導入された背景、匿名加工情報の定義等に関する解釈の深掘り、匿名加工情報に関する留意点として、例えば統計情

報との関係であるとか容易照合性との関係、それから、匿名加工情報の加工基準に関する説明、匿名化を行う際に検討が望ましい事項、更に購買履歴等の具体的なユースケースについての加工事例の紹介、主にこういった内容となっています。

なお、ガイドラインに関するQ&Aについては、2月10日の第30回委員会において審議されて、2月16日に当委員会ホームページにおいて既に公表されています。

以上、説明を終わります。

○堀部委員長 ありがとうございます。

大変大部なレポートですが、これにつきまして、御質問、御意見をお願いします。

手塚委員、どうぞ。

○手塚委員 今回の事務局レポートは、当初、どんな形になるのかなと非常に興味津々でしたのですけれども、規則・ガイドラインとQ&A、こういうものをしっかりと作って、特に匿名加工情報という新しい今回の法律でできてきた部分について、いかに広めていくかという点が一番重要かと思っていたところ、今回の事務局レポートということで、非常に大作だと思っているのですが、しっかりと作っていただいて、大分かゆいところに手が届くような表現があって、これは非常にいいかなと思っています。

特に最後のユースケースです。これも具体的に挙げてあって、ここを見ることによって、かなり一般の方たちもイメージができるのではないかという点で、この事務局レポートの意義が非常に明確になったかと思っています。そういう点で、本当に事務局の皆さんには、よくこういう形で立派なものにさせていただいたと思っておりますので、その点、本当に御苦労さまでしたと言いたいです。

今後、特に匿名加工情報については、もともとここについてはビッグデータの活用をいかに促進するかという大きな考え方のもとで、パーソナルデータの活用、それを匿名化していくという大きな流れのまさに中心的な部分だと思いますので、この具体的なガイドラインが、先ほどの認定個人情報保護団体、こういうところでの自主ルールなどにもうまくフィットしていくことが、このレポートの意味とつながってくると思いますので、是非そういう点でも広く普及し、国民の皆さんに伝えていくようにしていただければと思います。どうも御苦労さまでした。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 個人情報保護法の間合せ内容を見ていますと、匿名加工情報については、まだ様々な誤解があるので、きちんと皆さんが対応・説明されていらっしゃるんですが、質問者が全体像を理解できていない状況にあると感じていました。

今回、イントロダクションから、パーソナルデータや匿名加工の詳しい説明、海外の動向まで含めた一大文書に仕上がっていて、きちんと勉強すると全体的な理解が促進されると思います。消費者のサイドに立つと、パーソナルデータの活用に懸念が残る状況でもあることから、引き続き、このレポートを私どももよくそしゃくして、説明ができるようにしたいと思います。それから、先ほど手塚委員がおっしゃったとおり、認定個人情報保護

団体においても、こういった一つのコンセンサスができたので、説明しやすいツールになっています。表題のほうも、匿名加工情報という事業者の立場に立ったものと、消費者は考えがちなのですけれども、今回はパーソナルデータの活用促進と消費者の信頼性確保の2つの両立をこの委員会は目指していますよということが、この表題の付け方一つにしても表現されています。これからこのレポートが様々な場面で活用されるよう期待しています。

本当にありがとうございました。

○堀部委員長 ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 蛇足ですが、一言。

今、両委員が言われたことは全くそのとおりなのですが、よく消費者団体や消費者問題を扱う弁護士さんとか、そういう方々に個人情報保護法の話をしていただくと、ここの部分が一番突っ込まれるところまでございまして、匿名加工情報はどうなのだとおっしゃいます。すぐ復元できるのではないかと、悪用されるのではないかと、そういうご懸念を多く頂くのです。ご懸念を払拭するのに一番いい方法は、正しい知識をお知らせすることなので、先ほど手塚委員がおっしゃったように、このユースケースはすごくよくできているので、ご覧いただいて、ご理解いただくことがとても大事なことに繋がっていくと思いますので、今後また聞かれたら、そのようにお話をさせていただこうと思いますし、この委員会ではそういう方向で行けばよろしいと思います。

○堀部委員長 ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 蛇足で、よろしいでしょうか。

ビッグデータあるいはITの活用と、様々な形で言われているのですが、なかなか匿名加工情報に関するイントロダクション的なものが日本には今までなかったという意味で言うと、このレポートは非常に価値のあるものになっていくのではないかなと。今、既にいろいろな委員の方からもお話がありましたけれども、ユースケースなどを見ていると、非常にこれからも有用となる文書になっていくのではないかと、本当に私も評価できていると思います。ありがとうございます。

○堀部委員長 ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

各委員の御発言で高い評価を頂きましたので、こういう形で事務局レポートを公表していきたいと思っております。

最後のページに外国のレポートも上がっておりますが、外国の個人情報保護委員会のような機関におきましても、スタッフレポートという名称でスタッフがレポートをまとめ、それがいろいろなところで参照されるということもあります。アメリカは特にFTCのスタッフレポートが参照に値するようになっておりますし、イギリスでもインフォメ



ーション・コミッショナーのオフィス、すなわち、事務局下、インフォメーション・コミッショナーズ・オフィス（ICO）がいろいろなレポートを出しています。そういう先例等に鑑みますと、当委員会としても、事務局でこのようなレポートを適時適切にまとめて公表していくことは、個人情報の利活用と消費者の信頼性確保という点では大きな役割を果たすものと思います。

ということで、これを公表することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○堀部委員長 ありがとうございます。

次に、議題4「『事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について』の一部改正に係るパブリックコメントの実施について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 よろしくお願いたします。委員会の告示である「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」の改正案について説明させていただきます。

資料は3種類ございまして、資料4-1は改正案の概要をまとめた資料となっております。資料4-2は告示の改正案の資料です。資料4-3は新旧対照表となっております。資料4-1を基に説明させていただきます。

資料4-1の表紙をおめくりいただいて、1ページをご覧ください。「1 改正の必要性」を記載しておりますが、個人情報保護法及び番号法の一部を改正する法律の施行に合わせまして、本告示もそれに対応する形での改正が必要となっております。

「2 主な改正の内容」を記載しております。2点ございまして、1点目は、報告ルートに関する改正となっております。この詳細については、資料の3ページと4ページを対比しながらご覧ください。資料の3ページは、現行の告示に基づくスキームを記載しております。資料の4ページは、改正案のスキームを記載しております。

まず、資料の3ページの現行のスキームをご覧くださいのすけれども、緑の枠で囲んでいる一番下にある枠の中、番号法固有の規定に関する事案の報告ルートにつきましては、改正案も同じとなっております。

3ページの青色の枠で囲んである箇所ですけれども、こちらは主務大臣のガイドライン等において報告対象となる事案について定めたものですが、主務大臣制が廃止されて、個人情報保護法の監督権限が当委員会に一元化されることから、この青色で囲んである部分とオレンジ色で囲んである部分を、改正案は、オレンジ色で囲んである一つの枠組みとして報告スキームを検討しております。改正後の具体的なスキームといたしましては、事業者が混乱しないよう、マイナンバーを含まない個人データの漏えい等の報告スキームと同じとしております。

具体的には、資料の4ページのオレンジの枠の箇所をご覧くださいのすけれども、原則として、事業者から当委員会に直接報告を求めています。また、2つ目の矢印です

が、認定個人情報保護団体がある分野の事業者については、認定個人情報保護団体に報告をいただき、当団体から委員会に通知をいただくこととしております。

オレンジ色の枠の中の下の方の四角の部分ですが、こちらは、個人情報保護委員会の権限が事業所管大臣に委任されている分野、包括委任先の事業者と、特定分野に関するガイドライン等として制定されている金融関連分野のガイドライン、もしくは医療関連分野のガイドライン等の適用を受ける事業者のうち、包括委任されていない分野の事業者については、ガイドライン等で告示とは異なる報告ルート等を定められておりますので、まとめて別途公表という形にして、事業者が混乱しないよう、当委員会が報告先を一覧化したものを公表することを検討しております。

なお、引き続き、当委員会以外で報告を受けた報告先から当委員会に通知を受けるといった報告ルートにしたいと考えております。

2点目の主な改正の内容は、この図の四角の点線で囲んである部分となります。こちらは、個人情報保護委員会への報告を要しない場合の規定についてですけれども、個人情報取扱事業者の定義が変更されることから、こちらの規定を個人情報取扱事業者以外の事業者という定義から、従業員の数が100人以下の事業者に変更したいと考えております。

その他、条ずれ等の改正がございます。

この案でパブリックコメントを実施したいと考えております。

私からの説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

宮井委員、どうぞ。

○宮井委員 今回の事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応についてなのですが、基本的にはマイナンバーを含まない個人情報の漏えい等が発生した場合と同じとなると思うのですが、若干の相違点もあるかと思ひます。例えば、番号法と個人情報保護法の軽微な範囲の違いなどといったところもありますので、事業者の方々が混乱をしないように、委員会のホームページ等で両者を比較できるようなコンテンツがあれば、より理解が進むのではないかと思ひます。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。

丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 今、当委員会の質問ダイヤルに、個人情報漏えいした場合の報告先について、番号法だけでなく、個人情報保護法に関しても、質問がたくさんありますので、報告先を一覧にしてお見せするというのは非常にいいことで、積極的に進めていかれたらよろしいと思ひます。

○堀部委員長 他にはいかがでしょうか。

漏えい等が発生した場合の対応につきましては、大きな関心が寄せられているところでもありますので、このような形でパブリックコメントを踏まえて対応していくことにした

いと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 それでは、そのようにパブリックコメントにかけることといたします。ありがとうございました。

○堀部委員長 次に、議題5「その他」です。

委員の渡航承認についてですが、加藤委員が3月に委員会用務外で渡航されるということです。この渡航について承認してよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

それでは、海外渡航について承認されました。

本日の議題は以上です。

本日の会議資料につきましては、資料2-1及び2-2並びに資料4-1から4-3までについてはパブリックコメントの開始日に、その他の資料につきましては準備ができ次第、委員会のホームページに公表をしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

本日の会議は閉会といたします。

今後の予定につきまして、福浦総務課長から説明をお願いします。

○福浦総務課長 次回ですが、3月6日月曜日の14時から、この会議室で行う予定でございます。

本日の資料につきましては、ただいまの決定どおりに取り扱います。また、厚生労働大臣の全項目評価書が承認をされましたので、前回会議の提出資料であった評価書を公表いたします。

以上でございます。本日は誠にありがとうございました。